

京都市保健師修学資金貸与条例を廃止する条例（平成25年12月24日京都市条例第79号）（保健福祉局保健衛生推進室保健医療課）

京都市保健師修学資金の貸与制度は、本市の保健所における保健師の充実に資することを目的として、学校等に在学する者で将来本市の保健所に保健師として勤務しようとするものに修学資金を貸与してきましたが、次の理由により、これを廃止するものです。

- 1 同制度は、昭和54年度に制定されたものであるが、本市が必要とする人数の保健師を確保することができるようになり同制度の必要性が低下したことから、昭和62年度から現在に至るまで休止されていること。
- 2 近年においては、本市の保健師の採用に対する申込者数は、採用者数を大幅に超えており、保健師の確保が困難な状況にないこと。
- 3 現在、京都市保健師修学資金に係る本市の債権は、存在しないこと。

この条例は、公布の日から施行することとしました。

京都市保健師修学資金貸与条例を廃止する条例を公布する。

平成25年12月24日

京都市長 門川大作

京都市条例第79号

京都市保健師修学資金貸与条例を廃止する条例

京都市保健師修学資金貸与条例は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

(保健福祉局保健衛生推進室保健医療課)